

炎症免疫薬物療法専門薬剤師認定規程

本規定は、炎症免疫領域における専門的薬物療法の実践と教育を担う薬剤師を認定するための制度であり、以下の条件を満たす者が認定試験の申請対象となる。

〈Ⅰ〉申請資格

1. 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた人格と見識を備えていること。
2. 申請時において、薬剤師としての実務経験を5年以上有すること。
3. 本学会の会員であり、締め切り期日までに当該年度までの年会費を完納していること。
4. 申請時において、以下のいずれか一つ以上の資格を有していること：
 - ・ 日病薬病院薬学認定薬剤師
 - ・ 日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師
 - ・ 日本医療薬学会医療薬学専門薬剤師
 - ・ 薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度による認定薬剤師
5. 申請時において、直近5年間に本学会認定薬剤師として5年以上、炎症免疫疾患に関する診療を行う病院、診療所、または処方箋を応需する調剤薬局等のいずれかの施設において薬物療法に従事している薬剤師であること（所属長の証明が必要）。

※暫定期間として2026年度、2027年度、2028年度の申請にあたっては炎症免疫薬物療法認定薬剤師であることは問わない。
6. 申請時直近5年間に本学会が認定する炎症免疫領域の学術集会および講習会等に参加し所定の単位（計50単位）以上履修していること。申請時5年以内に、少なくとも本学会年会に2回以上ならびに炎症性疾患治療に関する講習会・講演会に1回以上参加していること。
 - ① 2026年度、2027年度、2028年度の認定申請においては、暫定的に計25単位での申請を認める。
 - ② 単位申請できる学術集会、あるいは講演会の参加証明書を提出すること

- ③ 出産、育児、異動などの理由により実務から離れた場合は、中断期間、中断理由を記載し、所属長等による証明を得た中断証明書（書式自由）を本制度の認定申請・更新申請時に提出すること。認定専門委員会で中断の可否について審査する。なお、中断期間の長さは問わない。ただし、この期間中に本学会の会員であることを条件とする。

単位対象：

- ・ 日本炎症免疫薬学会学術集会：10 単位
 - ・ 日本炎症免疫薬学会が主催または共催となっている講演会および研修会：2 単位
 - ・ 日本リウマチ学会総会学術集会または支部学術集会：5 単位
 - ・ 日本臨床リウマチ学会総会学術集会：5 単位
 - ・ リウマチ財団全国研修会：5 単位（参加証が発行される研修会のみとする）
 - ・ 日本炎症性腸疾患学会学術集会：5 単位
 - ・ 日本炎症性腸疾患学会主催のメディカルスタッフ向け教育セミナー：5 単位
 - ・ 上記学術集会での学会発表：筆頭発表は 5 単位、共同発表は 2 単位
7. 申請時 5 年以内に本学会学術集会あるいは上記の学術集会において炎症免疫領域に関する学会発表を 2 回以上（少なくとも 1 回は発表者）行っていること。
8. 炎症免疫領域の薬剤管理指導の実績について、本学会所定の様式に従い複数疾患で 20 症例を提示できること。提出する症例報告における初回介入が過去 5 年以内であること。
- ① 日本リウマチ財団登録薬剤師の資格を有し、認定証の複写を提出する場合は 6 症例分を免除する。ただし有効期間内の認定証に限る。
9. 所属長等の推薦があること。

〈2〉認定試験

上記 1～9 のすべてを満たした者は、本学会が行う炎症免疫薬物療法認定薬剤師認定試験に申請することができる。

※2026 年度、2027 年度、2028 年度の申請において認定試験は免除とする。